

小規模事業者緊急支援事業

の要件が**拡充**されました(7月9日時点版)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少している事業者の皆様へ事業継続のための支援金を支給します。

○支援金額

一律20万円(支給は1回のみ)

※拡充前に支給を受けた方は対象外となります。

○対象者

常時使用する従業員数が20名以下で、次の3パターンに該当する法人、及び裏面に記載の個人事業者が対象です。

法人の場合

①確定申告を行っており、以下の要件を満たす法人

- ・令和2年1月1日時点で市内に本店及び主たる事業所がある者
- ・令和2年2月～7月までの間のひと月(対象月)の売上が、対象月の属する事業年度の前年度の月平均売上高※₁と比較して20%以上減少した者

②昨年創業し決算月未到来の方で、以下の要件を満たす法人

- ・令和2年1月1日時点で市内に本店及び主たる事業所がある者
- ・令和2年5月～7月までの間のひと月の売上が、事業を開始した月の翌月から令和2年4月までの月平均売上高と比較して20%以上減少した者

③令和2年1月～3月までに創業した方で、以下の要件を満たす法人

- ・令和2年3月31日時点で市内に本店及び主たる事業所がある者
- ・令和2年5月～7月までの間のひと月の売上が、事業を開始した月の翌月から令和2年4月までの月平均売上高と比較して20%以上減少した者

裏面以降もご確認ください。 

【お問合せ】

津山市産業文化部商業・交通政策課

TEL0868-32-2081



津山市小規模事業者緊急支援事業

○対象者

※常時使用する従業員数が20名以下の方が対象です。

個人事業者の場合

○令和2年3月31日時点で市内に住民登録があり、国内に店舗等の事業所（賃貸を含む）を有する者又は令和2年3月31日時点で市外に住民登録があり市内に店舗等の主たる事業所（賃貸を含む）を有する者で、以下の要件を満たす個人事業者

- ・対象月（令和2年2月～7月）の売上が、令和元年分の月平均売上高※2と比較して20%以上減少した者（ただし、平成31年1月～令和元年11月までの創業者については、対象月の売上と、創業月の翌月から令和元年12月までの月平均売上と比較して20%以上減少した者。令和元年12月の創業者については、対象月の売上と令和2年1月の売上を比較して20%以上減少した者。令和2年1月～3月までの創業者については、令和2年5月～7月までの間のひと月の売上と、創業月の翌月から令和2年4月までの月平均売上を比較して20%以上減少した者）
- ・営業等事業収入が他の収入の合計よりも大きい者（ただし、令和元年限りの一時的な収入等は他の収入の合計から除く※3）
- ・令和元年分の確定申告を行っている者若しくは令和2年1月～3月に新規創業した者

- ※1 対象月の属する事業年度の前年度分の法人事業概況説明書に記載の売上（収入）高を実操業月数で割った金額を用います。
- ※2 令和元年分の所得税確定申告書B第一表に記載の営業等事業収入の金額を操業月数で割った金額を用います。
- ※3 保険の満期による一時収入や、創業後に給与収入を得る仕事を退職した方の創業前の労働に係る給与収入等については他の収入の合計から除外して計算します。

※注意

- 今後も事業を継続する方が対象となります。
- 国、都道府県を除く他の自治体から、事業継続を目的とした補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある方は対象外となります。
- 以下の方は対象となりませんのでご注意ください。

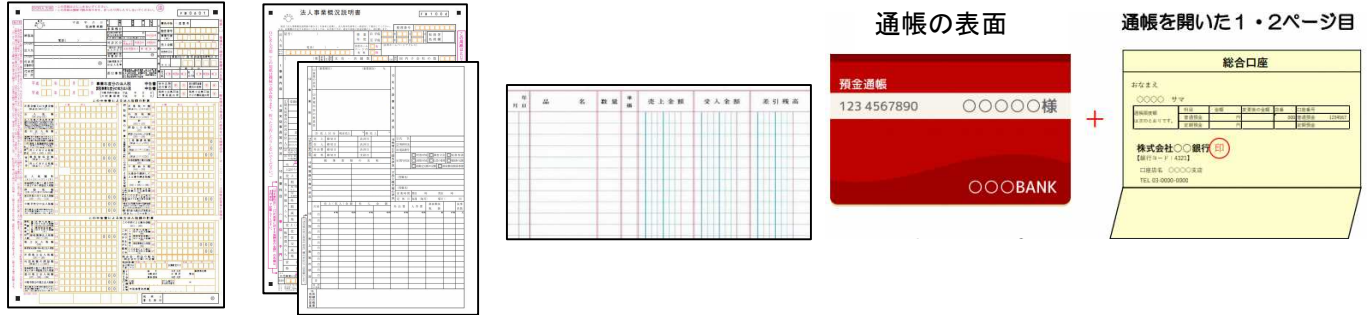
○学校法人 ○協同組合等の組合 ○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

○申請に必要な書類

申請書に加えて、以下の添付書類が必要です。

法人の場合

- 対象月の属する事業年度の前年度の確定申告書類の写し
(法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書(1,2枚目))
- 対象月の売上高が分かるもの(売上台帳の写し等)
- 法人名義の口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)



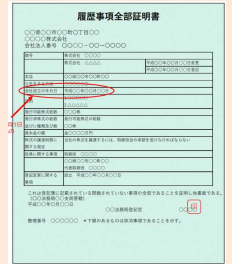
確定申告書別表一 概況説明書(1, 2枚目) 売上台帳の写し 通帳

※平成31年1月以降に創業された方は、以下の書類も必要です。

- 現在事項証明書若しくは履歴事項証明書

※令和2年3月までに決算月が未到来の方は以下の書類も必要です。

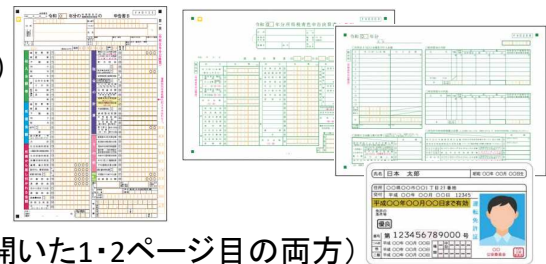
- 事業開始月から令和2年4月までの売上台帳の写し



履歴事項証明書

個人事業者の場合

- 令和元年分の確定申告書類の写し(所得税確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書(1,2枚目)若しくは収支内訳書(1,2枚目))又は令和2年度分市県民税申告書の写し
- 対象月の売上高が分かるもの(売上台帳の写し等)
- 申請者本人名義の口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
- 身分証明書の写し(運転免許証、個人番号カード(表面)等現住所や氏名が確認できるもの)
- 主たる事業所の位置を示す図面と事業所を確認できる写真
- 市外に住民登録がある方は**、住民票の写しと、津山市内の事業所に関する固定資産税納税証明書又は賃貸契約書又は不動産売買契約書等の写し



※**保険の満期等の一時的な収入、創業前の労働に係る給与収入などにより営業等事業収入が主たる事業収入にならない方は、以下の書類も必要です。**

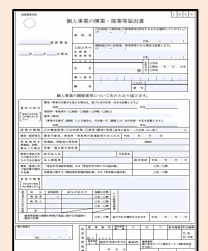
- 一時的な収入であることを証する書類若しくは退職等を証する書類

※平成31年1月以降に創業された方は、以下の書類も必要です。

- 個人事業の開業・廃業等届出書

※令和2年1月～3月創業の方は以下の書類も必要です。

- 事業開始月から令和2年4月までの売上台帳の写し



個人事業の開業届

○津山市小規模事業者緊急支援金の申請方法

申請書に必要な事項を記載し、申請内容を証明する書類(3ページ参照)を添付して期限内に提出してください。

- **申請期限: 令和2年9月30日(水)17時必着**です。
- 申請書は、津山市「小規模事業者緊急支援事業」ウェブページ、津山市役所東庁舎2階、アルネ・津山4階にて入手いただけます。順次配布場所を追加します。

申請窓口

申請書類一式をお持ちになり、営業時間内にお越しください。
※感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いいたします。

・アルネ・津山4階(津山市新魚町17)

受付日時: 7月8日～9月30日(平日)

10時30分～12時、13時～16時

郵送による申請

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。
郵送料は申請者の負担となります。

○宛先

〒708-8501 津山市山北520

津山市役所産業文化部商業・交通政策課

【注意】郵送による申請の場合、申請書の記載事項や添付書類に不備があった場合のご連絡にかなりの日数を要する場合がございます。

津山市を装った詐欺にご注意ください。

小規模事業者緊急支援金の申請にあたって、
通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、
ATMの操作を指示する、お金を請求する
ことは絶対にありません。

